

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和5年4月27日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	令和5年度プール水水質検査業務
(2) 物品・委託役務管理番号	13050004
(3) 物品委託役務内容	市立小学校において学校環境衛生基準に基づきプール水の水質検査を行うもの。
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和5年10月31日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	東広島市内の市立小学校32校
(6) 予定価格	落札後公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）
(11) 契約種別	複数単価契約
(12) 収入印紙	不要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	測定・検査>次のいずれか 環境測定(計量証明事業)<水質・土壌> 水道法に基づく水質検査
イ	法令等による登録等	・入札参加資格認定区分として、「測定・検査>環境測定(計量証明事業)<水質・土壌>」の認定を受けている者にあつては、計量法(平成4年法律第51号)第107条に基づく広島県知事の計量証明事業(濃度)の登録を受けていること。 ・入札参加資格認定区分として、「測定・検査>水道法に基づく水質検査」の認定を受けている者にあつては、水道法(昭和32年法律第177号)第20条の4の規定による水質検査機関の登録があり、登録事項のうち水質検査を行う区域を「広島県」とし、検査を行う事業所の所在地を「広島県内」としていること。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあつては登記されている本店とし、個人事業者にあつては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市(町)の法人市(町)民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に営業所を有する者または広島県内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2.(1)のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

- 入札書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号。）別記様式第4号）によらず、本公告において定める様式「複数単価契約入札書（令和5年4月27日公告・令和5年度プール水水質検査業務）」とする。
- 消費税に係る課税事業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない1円以上の整数とする。なお、当該金額を契約単価とする。
- 消費税に係る免税事業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、契約希望単価の110分の100に相当する1円以上の整数の額とする。ただし、契約単価は、入札書記載の単価に当該額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額とする。
- 「単価×発注予定数量」の欄には、単価と発注予定数量を乗じて計算した額を記載するものとする。
- 「入札金額（合計）」の欄には、「単価×発注予定数量」に記載した金額の合計を記載すること。
- 上記(1)～(5)によらない入札書は、その入札を無効とする。

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和5年4月27日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和5年4月27日～ 令和5年5月22日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和5年4月27日～ 令和5年5月9日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 学校教育課 学事課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁北館3階） 電話番号 082-420-0975 /ファックス番号 082-420-0969 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和5年5月12日～ 令和5年5月22日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和5年5月17日～ 令和5年5月19日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和5年5月22日 午後1時30分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

令和5年度プール水水質検査業務仕様書

1 業務の名称

令和5年度プール水水質検査業務

2 業務場所

東広島市内の市立小学校32校

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年10月31日まで

4 業務の目的

本業務は、「学校環境衛生基準」によりプール水の水質検査を定期的を実施し、プール使用上の安全を確保することを目的とする。

5 業務実施責任者

受注者は契約締結後、次の(1)、(2)及び(3)に留意して業務実施責任者を定め、発注者に届け出るものとする。

(1) 業務実施責任者には、資格を求めない。

(2) 業務実施責任者は、本委託業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

(3) 業務実施責任者は受注者との間で直接的雇用関係にある者とし、雇用関係が確認できる書類(社員証、雇用証明書又は健康保険証等)の写しを提出すること。

6 対象施設

32施設(別紙検査対象施設一覧のとおり)

7 業務内容

(1) 検査項目及び検査回数

「学校環境衛生基準」に基づき、対象施設の検査を実施する。

なお、1回目の検査は必ず実施することとし、2回目以降の検査については、検査実施の翌日から起算し30日目以降で、9月30日までにプールの使用がない学校については、実施しないこととする。

検査項目	1回目	2回目以降 (最大4回)
水素イオン濃度	○	○
濁度	○	○
遊離残留塩素	○	○
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	○	○
大腸菌	○	○

一般細菌	○	○
総トリハロメタン	プール使用期間中に1回実施	
濁度（循環ろ過装置の処理水）		

(2) 実施方法

ア 受注者は各施設を巡回して採水し、検査を実施する。採水は次の期間内に行うこととし、詳細な日時については協議して決定することとする。なお、採水は平日（8：30～16：30）に行うこととする。ただし、学校との協議により可能な場合はこの限りではない。新型コロナウイルス感染症等による臨時休業等により、プールの使用時期に変更がある場合には、検査期間及び詳細な日時について別途協議して決定することとする。

回数	期 間
1回目	令和5年6月1日～令和5年6月30日
2回目以降 (最大4回)	前回の検査実施日の翌日から起算し、20～30日以内に実施すること。なお、1校の検査回数が4回を超えないよう日程を調整すること。

イ 検査物を入れる容器は受注者が用意することとし、それに要する費用は委託料に含むものとする。

(3) 結果報告

- ア 受注者は、毎回の検査業務終了後、施設ごとに検査内訳の各項目の値を記入した水質検査結果を2部作成し、発注者（学校教育部学事課）へ提出すること。
- イ 検査の結果、「学校環境衛生基準」の基準値に適合しない場合は、上記に関わらず直ちに学事課に報告すること。

(4) 再検査

発注者は、検査結果が基準を超えた場合、又は検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。なお、その場合の費用については、協議の上、決定する。

8 単価契約と発注予定数量について

(1) 本契約は、検査項目等に応じて、次のとおり履行区分ごとに契約単価を定める単価契約とする。

履行区分	単価	発注予定数量	単位
水素イオン濃度	円	106	回
濁度			
遊離残留塩素			
有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)			
大腸菌			
一般細菌			
総トリハロメタン	円	32	回
濁度（循環ろ過装置の処理水）			

(2) 履行数量（発注予定数量）は予定であり、実施の業務履行にあたっては変動がある。ただし、上限・下限は次のとおりとする。なお、やむを得ず履行数量が上限・

下限を下回る事となった場合は、発注者と受注者において契約金額（単価を含む）について協議し、必要があると認めるときは変更契約を行うものとする。

履行区分	発注予定数量の増減範囲		上限・下限の説明（参考）
	上限	下限	
水素イオン濃度	106回	64回	上限は一部の学校で4回目の検査を行った場合の予定回数 下限は全ての学校で2回の検査だった場合の予定回数
濁度			
遊離残留塩素			
有機物等 （過マンガン酸カリウム消費量）			
大腸菌			
一般細菌			
総トリハロメタン	32回	32回	プール使用期間中に1回のみ実施
濁度（循環ろ過装置の処理水）			

9 業務委託料の支払い

- (1) 本業務は、履行開始後、次の履行期間を単位として委託料を請求できるものとし、計算方法は次のとおりとする。

履行期間（支払区分）	支払金額	支払種別
6月から8月までの履行分	次の①又は②により 計算した額	部分払（部分引渡し）
9月以降の履行分		完了払

① 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者の場合

履行区分ごとの契約単価にそれぞれの履行数量を乗じて計算した額を合計した額に、当該合計額の100分の10に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額。

② 消費税等に係る免税事業者の場合

履行区分ごとの契約単価にそれぞれの履行数量を乗じて計算した額を合計した額。

- (2) 受注者は履行期間単位の委託料を請求しようとするときは、当該履行期間の履行報告を行っていないなければならない。

10 その他

- (1) 受注者は、業務の実施に当たっては、法令等を遵守し、事故の防止と安全確保のための必要な措置を講じること。
- (2) 業務の実施に当たっては、交通の妨害となる行為、又は公衆に迷惑をおよぼす行為がないよう、交通及び保安上十分な注意を払うこと。
- (3) 業務の実施に当たっては、検査対象施設で執務する職員等に対して礼儀正しく応対し、不快感を与えるような言動その他の職員等の迷惑とならないよう注意すること。

- (4) 業務の実施に当たって、万一事故が発生したときは、迅速かつ的確な処理を講じたうえで、速やかに発注者に報告すること。
- (5) その他、業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、協議の上実施すること。

11 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市教育委員会 学校教育部 学事課 保健給食係

電 話 (082) 420-0975

F A X (082) 420-0969

検査対象施設一覧

	施設名	所在地	電話番号
1	西条小学校	東広島市西条中央 2-15-1	082-422-3322
2	寺西小学校	東広島市西条町寺家 6664-1	082-423-2632
3	郷田小学校	東広島市西条町郷曾 11133	082-425-0005
4	板城小学校	東広島市西条町森近甲 10234-1	082-425-0001
5	三永小学校	東広島市西条町下三永 10929 番地 1	082-426-0005
6	川上小学校	東広島市八本松飯田 5-8-47	082-428-1445
7	原小学校	東広島市八本松町原 11407-5	082-429-0076
8	吉川小学校	東広島市八本松町吉川 365	082-429-1054
9	八本松小学校	東広島市八本松町原 10128-137	082-428-3564
10	志和小学校	東広島市志和町志和西 1432	082-433-2019
11	小谷小学校	東広島市高屋町小谷 3543-3	082-434-0518
12	高屋東小学校	東広島市高屋町白市 589	082-434-0318
13	高屋西小学校	東広島市高屋町中島 582	082-434-0003
14	造賀小学校	東広島市高屋町造賀 2774-1	082-436-0002
15	東西条小学校	東広島市西条吉行東 1-2-1	082-423-9110
16	平岩小学校	東広島市西条町寺家 10521-9	082-422-5355
17	御菌宇小学校	東広島市西条町御菌宇 8544-6	082-422-6220
18	高美が丘小学校	東広島市高屋高美が丘 4-1-1	082-434-7620
19	三ツ城小学校	東広島市西条中央 7-23-55	082-421-1020
20	板城西小学校	東広島市黒瀬町小多田 257	0823-82-2149
21	上黒瀬小学校	東広島市黒瀬町宗近柳国 10271-2	0823-82-2805
22	乃美尾小学校	東広島市黒瀬町乃美尾 10554-1	0823-82-2016
23	中黒瀬小学校	東広島市黒瀬町檜原 10018-1	0823-82-2024
24	下黒瀬小学校	東広島市黒瀬町津江 11225-3	0823-82-2115
25	福富小学校	東広島市福富町下竹仁 2096-3	082-435-2341
26	豊栄小学校	東広島市豊栄町鍛冶屋 370	082-432-2134
27	河内小学校	東広島市河内町中河内 1757-1	082-437-1128
28	入野小学校	東広島市入野中山台 4-20-1	082-437-1031
29	木谷小学校	東広島市安芸津町木谷 4122	0846-45-0275
30	三津小学校	東広島市安芸津町三津 4680	0846-45-0024
31	風早小学校	東広島市安芸津町風早 789	0846-45-0052
32	龍王小学校	東広島市西条町寺家 5415-6	082-493-6003